

# 受領委任払いを行う柔整あはき施術所における オンライン資格確認の導入の義務化の対象外となる 「やむを得ない（場合）事由」について

第184回社会保障審議会  
医療保険部会  
(令和6年11月21日) 資料3

- ・ 柔道整復師・はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、令和6年12月2日以降、オンライン資格確認の導入が原則義務化となる。
- ・ 一方、以下の1から3までに記載した「やむを得ない事由（場合）」に該当する施術所については、義務化の対象外となる旨、令和6年11月6日に事務連絡を発出済。

## 1-1. 【柔道整復師の施術所】

施術者が皆、高齡（※1）により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

## 1-2. 【あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所】

施術者が皆、高齡（※1）又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

（※1）令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。

「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。

## 2. 廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合

⇒ 令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている施術所である場合（具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合は該当しない）

## 3. 受領委任の取扱いを中止する施術所である場合

⇒ 令和7年12月2日までの受領委任の取扱い中止を決めている施術所である場合（具体的な中止時期が定まっていない場合は該当しない）

なお、オンライン資格確認が導入されていない施術所（※2）について、令和6年12月2日以降もオンライン資格確認が導入されていない場合には、厚生（支）局長又は都道府県知事による個別の働きかけ等を行う場合がある。

（※2）上述の1～3に掲げる施術所を除く

# 受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認と療養費請求 (令和6年12月2日以降の取扱い)

第184回社会保障審議会  
医療保険部会  
(令和6年11月21日) 資料3

マイナンバーカードのモバイル端末・PC端末に接続した汎用カードリーダーでの読み取りについてご案内ください

確認できた

- ・ 何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合 (※)
- or
- ・ オンライン資格確認導入義務化の対象外の場合

マイナンバーカードを  
持っていない方の場合

問題なし

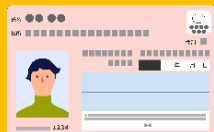
健康保険証  
(～2025.12/1)



資格確認書  
(2024.12/2～)

資格確認書 有効期限  
XXXX  
氏名 山田太郎  
負担割合 3割  
保険者名 ●●●

マイナ保険証



※追加で保険証の提示は  
不要

※電子証明書の有効期限  
後3カ月間は資格確認可

【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面 資格情報のお知らせ

※マイナポータルからダウン  
ロードしたPDFファイルも可

| 医療保険の<br>資格情報 |      |
|---------------|------|
| 保険者名          | ●●組合 |
| 負担割合          | 3割   |
| 氏名            | 山田花子 |

※追加で保険証の  
提示は不要

資格情報のお知らせ  
●●組合  
氏名 山田花子  
負担割合 3割  
受診の際  
マイナ保険証が必要

【2回目以降の受療の場合】

過去の受療で  
請求に必要な  
資格情報を把  
握していれば、  
患者への口頭  
確認

【初検の場合】

月内の次回受  
療時など、患  
者に対して、  
被保険者番号  
等を事後的に  
確認が必須

患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を療養費支給申請書に記載して療養費請求をしてください

※オンライン資格確認等システム（マイナ資格確認アプリ）では資格情報を施術の翌月末まで事後的に被保険者番号等の確認が可能です

(※) マイナンバーカードをかざしたが「資格情報なし」・「資格（無効）」と表示された場合  
モバイル端末機器等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合 等